平成２４年（フ）第３５２号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢5613番地
債務者　角田　智洋（旧姓玉垣・窪田）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９７１号
大阪市旭区今市１丁目14番23号　メゾン・イストワール505号
債務者　近藤　弥生
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８９号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目28番11号
債務者　中村　　慎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　友寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３３号
大阪市生野区生野西２丁目４番８号　西村ビル４Ｆ、前住所東京都台東区浅草橋５丁目28番８―801号　メインステージ浅草橋
債務者　西村　友宏
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６０号
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―610号
債務者　雨宮　竜治
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６８号
大阪市東淀川区豊里４―12―14、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里１丁目９番23号　ホーエイハイツ101号
債務者　伊藤　文勝
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８３号
大阪府箕面市粟生外院４丁目15番５号
債務者　鶴本　祐士
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　靖郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９５号
大阪府貝塚市澤1045番地６
債務者　萩原美婦路
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　史恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３号
神戸市西区玉津町田中550番地の５
債務者　去来川敬明
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番85―302号、申立時の住所広島市安佐北区白木町大字市川2187番地６
債務者　川畑　文明
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７２号
広島市安佐南区高取北４丁目19番11号、住民票上の住所広島市安佐南区高取南３丁目12番８号
債務者　角川　憲司
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２９号
広島市西区大芝１丁目24番12号
債務者　井垣　敏春
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４号
徳島県阿南市橘町幸野１―11　佐々木恵子方、旧住所徳島県徳島市城東町２丁目１―40　アルファステイツ城東204
債務者　大吉　　惠
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
徳島県吉野川市山川町建石115番地１、116番地３
債務者　安原喜美代
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６７号
埼玉県熊谷市代62番地１
債務者　塚田　文夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１５５号
大阪府八尾市刑部３丁目66番地　レペルトウス106号
債務者　中矢建宅こと　中矢　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　幸伯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３９０号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番25号
債務者　梶本　晃一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部